

しんたいしょうがいしゃふくし
身体障害者福祉のしおり



生きがいと健康けんこうづくりイメージキャラクター
「ちゃっぴー」

しず おか けん
静 岡 県

◆ も く じ ◆

項 目	ページ	項 目	ページ
★身体障害者手帳 <small>しんたいしょうがいしゃてちょう</small>	2	★年金 <small>ねんきん</small> しょうがいきそねんきん 障害基礎年金・ しんしんしょうがいしゃふようきょうさい 心身障害者扶養共済	14
★障害者総合支援法 <small>しょうがいしゃそうごうしえんほう</small> しょうがいしゃそうごうしえんほう 障害者総合支援法による そうごうてき じりつしえん 総合的な自立支援システムとは	3	★手当 <small>てあて</small> とくべつしょうがいしゃてあて しょうがいじふくし 特別障害者手当・障害児福祉 てあて 手当など	15
★自立支援給付 <small>じりつしえんきゅうふ</small> きほんてき しゅく てつづ なが 基本的な仕組み・手続きの流れ しゅるい ・サービスの種類	4	★税金 <small>ぜいきん</small> ぜいせいじょう げんめんそち 税制上の減免措置など	16
★医療費助成 <small>いりょうひじよせい</small> じりつしえんいりょう じゅうどうしょうがいしゃ じ いりょうひじよせい 自立支援医療・重度障害者（児）医療費助成	7	★割引・減免など <small>わりびき げんめん</small> てつどう ゆうりょうどうろりょうきん 鉄道、有料道路料金などの わりびき ちゅうしゃきんしてきようじょがい 割引・駐車禁止適用除外 ひょうしょう けんりつしせつ げんめん 標章・県立施設の減免	18
★補装具 <small>ほそうぐ</small> ほそうぐ しゅるい てつづ なが 補装具の種類・手続きの流れ	8	★各種相談 <small>かくしゅそうだん</small> けんこうふくし しちょう 健康福祉センター、市町などの れんらくさき 連絡先	22
★地域生活支援事業 <small>ちいきせいかつしえんじぎょう</small> いしそつうしえん 意思疎通支援・ にちじょうせいかつようぐ 日常生活用具など	9	★身体障害者手帳 障害別・等級別 対象制度一覧表 <small>しんたいしょうがいしゃてちょう</small> しょうがいべつ とうきゅうべつ たいしょうせいどいちらんひょう	27
★その他の生活支援 <small>た せいかつしえん</small> せいかつくんれん じっし 生活訓練の実施など	10	★主な障害に関する啓発マーク <small>おも しょうがい かん けいはつ</small>	30
★身体障害者社会参加支援施設など <small>しんたいしょうがいしゃかいさんかしえんしせつ</small>	12	★静岡県内の各種団体 <small>しずおかけんない かくしゅだんたい</small>	31

このしおりに掲載されている情報は令和2年4月1日現在のものです。最新情報などについては県ホームページにて随時お知らせいたします。しおりに記載している事業の他にそれぞれの市や町の単独事業もあります。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-320/index.html>

1 身体障害者手帳（しんたいしょうがいしゃてちょう）

❓ 問い合わせ先：お住まいの市町

障害者総合支援法をはじめとするいろいろな援護を受けるには、原則として身体障害者手帳を所有する必要があります。この手帳は、一定以上の永続する障害のある方の申請により、身体障害者福祉法の定める身体障害者の証票として交付されます。

★ 手帳の発行者

居住地ごとに静岡県知事、静岡市長、浜松市長、富士市長が発行しています。

★ 障害の区分

障害の区分	障害等級
視覚障害	1～6級
聴覚障害	2～4級, 6級
平衡機能障害	3, 5級
音声・言語機能障害	3, 4級
肢体不自由	1～6級
内部障害	1, 3, 4級(免疫機能障害と肝臓機能障害は1～4級)

★ 交付手続き

交付を受けようとする方は、つぎの書類を添えて、市福祉事務所又は町役場に申請してください。申請書は市福祉事務所及び町役場にあります。

- ① 指定医師の診断書（手帳の交付に必要な診断書は、知事、静岡市長、浜松市長などの指定を受けた医師に作成していただきます。）
- ② 写真（1年以内に上半身を写したもの。大きさ：縦4cm×横3cm）

交付後、次のような場合は、すみやかに市福祉事務所、町役場へ届け出てください。

- 手帳を紛失・破損したとき
- 住所、氏名が変更になったとき
- 新たな障害が加わったり、障害の程度が変わったとき

2 障害者総合支援法（しょうがいしゃそうごうしえんほう）

① 問い合わせ先：お住まいの市町

平成25年4月1日に施行された「障害者総合支援法」に基づき、障害のある方々に、身近な市町が、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業などの提供を行います。また、障害のある方や介護する方の相談に応じたり、情報提供などを行います。

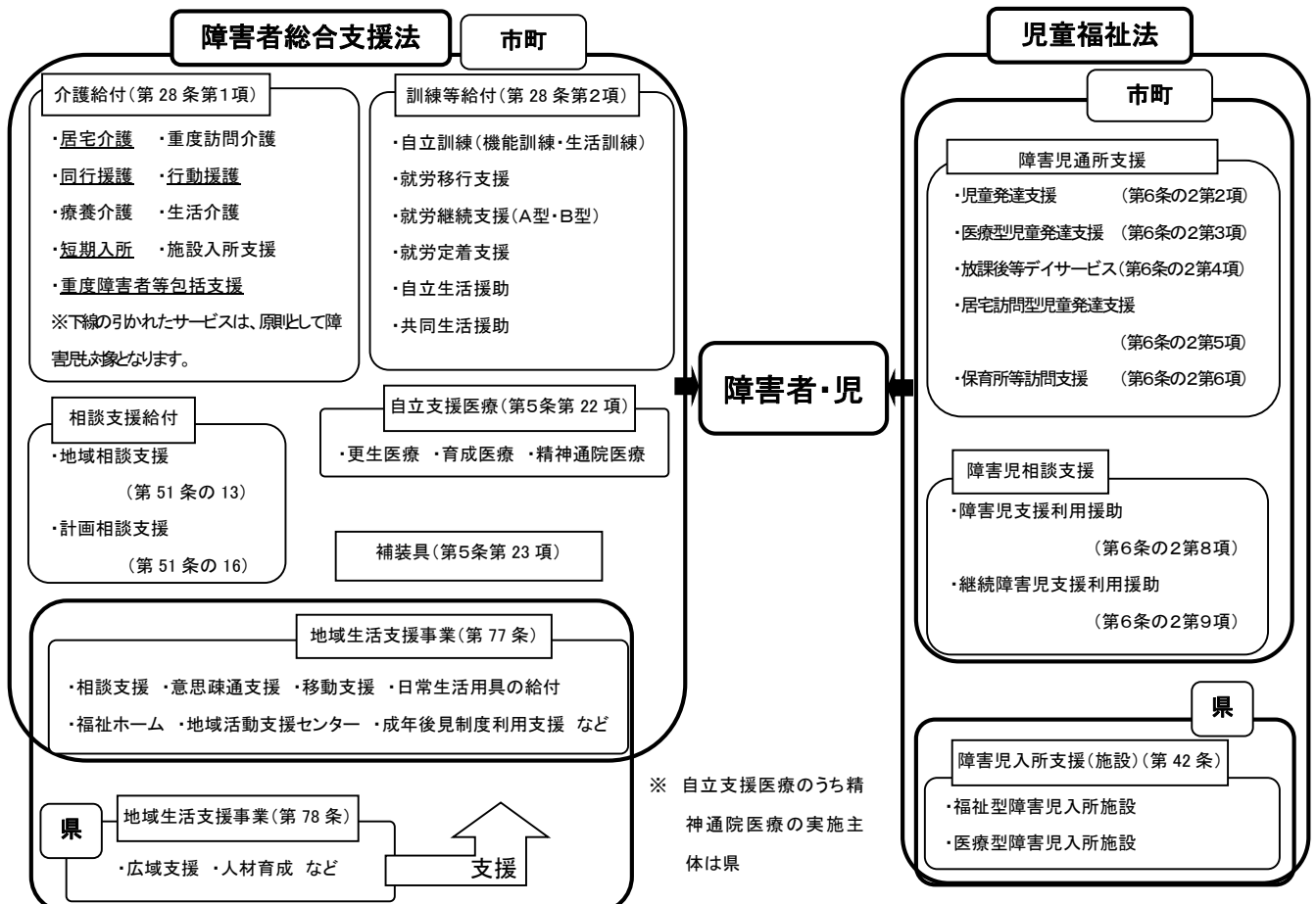
★ 障害者総合支援法による総合的な自立支援システム

大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つがあります。

「自立支援給付」…介護給付、訓練等給付、相談支援給付、自立支援医療、補装具の給付など

「地域生活支援事業」…手話通訳者や移動支援従事者（ガイドヘルパー）の派遣、日常生活用具の給付など

※障害児については、障害者総合支援法に基づく一部のサービスのほか、児童福祉法に基づくサービスについても利用することができます。



3 自立支援給付（じりつしえんきゅうふ）

と あ さき す しちよう
? 問い合わせ先：お住まいの市町

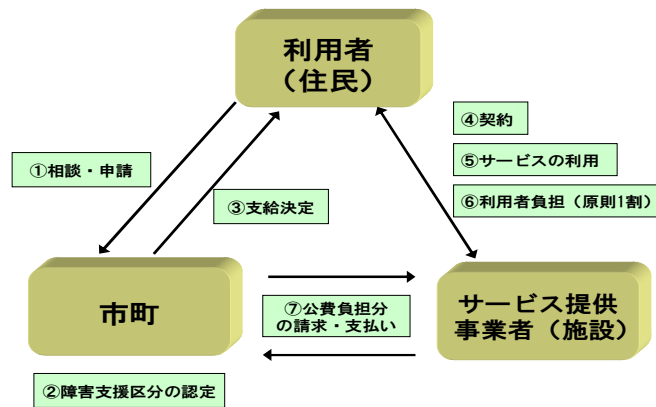
じりつしえんきゅうふ
★ 自立支援給付とは

しょうがい かた じ こ けつてい そんちよう りようしゃほんい ていきよう きほん
障害のある方の自己決定を尊重し、利用者本意のサービスの提供を基本としてサービス
ていきようじぎようしゃ たいとう かんけい もと しょうがい かた みずか せんたく けいやく
提供事業者と対等な関係に基づき、障害のある方が自らサービスを選択し、契約によ
りサービスを利用する仕組みです。しょうがいしゃそうごうしえんほう きてい
りサービスを利用する仕組みです。障害者総合支援法で規定するサービスの1つです。

きほんてき し く
★ 基本的な仕組み

- じりつしえんきゅうふ りよう きぼう さい し まち そうだん じりつしえんきゅうふひ しきゆうしんせい
(1)自立支援給付の利用を希望する際は市や町に相談し、自立支援給付費の支給申請を
し まち じりつしえんきゅうふひ しきゆう てきとう みと じりつしえん
ます。市や町で自立支援給付費を支給することが適当と認められたときは自立支援
きゅうふひ しきゆうけつてい
給付費の支給決定がされます。
- けん ち じ せいいい しちよう してい う じぎようしゃ しせつ けいやく むす
(2)県知事もしくは政令市長の指定を受けた事業者・施設と契約を結び、サービスを
りよう
利用します。
- りよう と き じぎようしゃ しせつ たい りようしゃふたながく はら しよとく おう
(3)サービスを利用した時は事業者・施設に対して利用者負担額を払います（所得に応じ、
げつがく ふたんじょうげんがく せつてい こべつ げんめんそち もう くわ し まち まどぐち
月額負担上限額の設定や個別の減免措置が設けられています。詳しくは市や町の窓口
と あ し まち ていきよう かか けいひ
にお問い合わせください。）。また、市や町はサービス提供に係る経費のうち、
りようしゃふたながく のぞ がく きゅうふひ しきゆう じぎようしゃ しせつ だいいり じゅりよう
利用者負担額を除いた額を給付費として支給します（事業者・施設が代理で受領）。
- かいご ほけんせいど ふくし う かた かいごほけん ゆうせん
(4)介護保険制度の福祉サービスを受けることができる方は、介護保険のサービスが 優先
となります。

★ てつづ なが
★ 手続きの流れ



★ サービスの種類

サービス名	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅における、入浴、排せつ又は食事などの介護
重度訪問介護	常時介護を要する重度の肢体不自由者・知的障害者・精神障害者の方に対する、居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある方に対する、外出時における、移動に必要な情報の提供と移動のための援護
行動援護	行動上著しい困難がある知的障害又は精神障害のある方に対する、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動中の介護
療養介護	常時介護を要し、また医療が必要な障害のある方に対する、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の世話
生活介護	常時介護を要し、障害者支援施設などの施設で日中に行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会提供など
短期入所 (ショートステイ)	介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に対する、障害者支援施設などで行う入浴、排せつ、食事の介護

介護給付

じゅうどししょうがいしゃとうほうかつ 重度障害者等包括 しえん 支援	じょうじ かいご ひつよう じゅうど しょうがい かた たい きょたくかいご 常時介護が必要な重度の障害のある方に対する、居宅介護 た しょうがいふくし ほうかつてき おこな かいご やその他の障害福祉サービスを包括的に行う介護
しせつにゆうしよしえん 施設入所支援	しせつ おも やかん おこな にゆうよく はい しょくじ 施設において、主に夜間に行われる入浴、排せつ、食事の かいご 介護

	サービス名	サービスの内容
訓練等 給付	じりつくんれん 自立訓練	じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな しんたい 自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とした、身体 きのう せいかつのうりよく こうじょう ひつよう くんれん 機能や生活能力の向上のための必要な訓練
	しゅうろういこうしえん 就労移行支援	しゅうろう きぼう かた たい せいさんかつどう きかい ていきょう 就労を希望する方に対する、生産活動などの機会を提供、 しゅうろう ひつよう ちしき のうりよくこうじょう ひつよう くんれん 就労に必要な知識や能力向上のための必要な訓練
	しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援	つうじょう じぎょうしよ こよう こんなん かた たい しゅうろうきかい 通常の事業所での雇用が困難な方に対する、就労機会の ていきょう せいさんかつどう きかい ていきょう ちしき のうりよくこうじょう 提供や生産活動などの機会の提供、知識や能力向上のため ひつよう くんれん に必要な訓練
	しゅうろうていやくしえん 就労定着支援	いっばんしゅうろう いこう かた しゅうろう ともな せいかつめん かだい 一般就労に移行した方への、就労に伴う生活面の課題に たいおう しえん 対応するための支援
	じりつせいにかつえんじよ 自立生活援助	ひとりぐ ひつよう りかいはりよく せいかりよく おぎな 一人暮らしに必要な理解力、生活力などを補うための、 ていきてき きょたくほうもん ずいじ たいおう ひつよう しえん 定期的な居宅訪問や随時の対応による必要な支援
	きょうどうせいにかつえんじよ 共同生活援助 (グループホーム)	きょうどうせいにかつ おこな じゅうきよ おも やかん おこな そうだん 共同生活を行う住居における、主に夜間に行われる相談や にゆうよく はい また しょくじ かいご た にちじょうせいにかつじょう えんじよ 入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助
相談支援 給付	ちいきそうだんしえん 地域相談支援 (地域移行支援)	じゅうきよ かくほ た ちいき せいにかつ いこう 住居の確保その他の地域における生活に移行するための かつどう かん そうだん た べんぎ きょうよ おこな 活動に関する相談その他の便宜の供与を行う。
	ちいきそうだんしえん 地域相談支援 (地域定着支援)	じょうじれんらくたいせい かくほ しょうがい とくせい きいん しょう きんきゅう 常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急 じたい たいおう そうだん た べんぎ きょうよ おこな の事態などに対応した相談その他の便宜の供与を行う。
	けいかくそうだんしえん 計画相談支援 (サービス利用支援)	しきゅうけつていまた しきゅうけつてい へんこうまえ とうりょうけいかくあん 支給決定又は支給決定の変更前にサービス等利用計画案 さくせい しきゅうけつていまた しきゅうけつてい へんこうご を作成。また、支給決定又は支給決定の変更後、サービス じぎょうしゃ れんらくちょうせい けいかく さくせい おこな 事業者などとの連絡調整、計画の作成を行う。
	けいかくそうだんしえん 計画相談支援 (継続サービス利用支援)	とう りょうじぎょう けんしやう おこな けいかく みなお おこな サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行 しきゅうけつていまた しきゅうけつてい へんこうご じぎょうしゃ う。また、支給決定又は支給決定の変更後、サービス事業者 れんらくちょうせい けいかく さくせい おこな などとの連絡調整、計画の作成を行う。

4 医療費助成（いりょうひじよせい）

? と あ さき す しちよう
問い合わせ先：お住まいの市町

★ じりつしえんいりょう こうせいりりょう 自立支援医療（更生医療）

さいじょう しんたいしょうがいしやてちよう も かた しょうがい ていど かる と のぞ
18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方が、障害の程度を軽くしたり、取り除いたり
にちじょうせいかつ ようい いりょう かまくしゅじゅつ かんせつけいせいじゅつ がいじけいせいじゅつ しんぞうしゅじゅつ
して日常生活を容易にするための医療（角膜手術、関節形成術、外耳形成術、心臓手術、
じんこうとうせきりょうほう う ばあい じ こ ふたん たい じよせいせいど
人工透析療法など）を受ける場合、自己負担に対する助成制度があります。

じ こ ふたん しょうとく おう つきあ ふたながく せつてい いりょうひ わりそうとうがく
なお、自己負担は所得に応じて1月当たりの負担額を設定します。医療費の1割相当額
ほう ひく ばあい わりそうとうがく せたい しょうとく しょうがい じょうきよう まいつき
の方が低い場合は、1割相当額となります（世帯の所得や障害の状況によって毎月の
しはら げんどがく こと
支払い限度額が異なります。）。

★ じりつしえんいりょう いくせいりりょう 自立支援医療（育成医療）

さいみまん しんたい しょうがい じどう また ちりよう しょうらい しょうがい のこ
18歳未満の身体に障害のある児童、又は、治療をしなければ将来において障害を残す
みと しっかん じどう いくせいりりょう たいしやう
と認められる疾患がある児童は育成医療の対象となります。

★ じゅうどしょうがいしゃ じ いりょうひじよせい 重度障害者（児）医療費助成

かくしゅけんこうほけん みと しんりよう う ばあい じ こ ふたん しちよう じよせい う
各種健康保険で認められた診療を受けた場合の自己負担について、市町の助成が受けら
しょうとく じよせい う ばあい
れます。ただし、所得により助成が受けられない場合があります。

たいしやうしゃ
【対象者】

しめ いっぱんてき れい しちよう たいしやうしゃ はんい せいど こと
(※)下に示すものは、一般的な例です。市町により対象者の範囲など制度が異なります
しょうさい す しちようまどぐち そうだん
ので、詳細についてはお住まいの市町窓口にご相談ください。

しんたいしょうがいしやてちよう きゆう しんたいしょうがいしやてちよう きゆう ないぶしょうがい かぎ
例) 身体障害者手帳1・2級、身体障害者手帳3級（内部障害に限る。）、

りやういくてちよう せいしんしょうがいしやほけんふくしてちよう きゆう も かた
療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

とくべつじどうふようてあて きゆう しょうがい かた
特別児童扶養手当1級の障害のある方

5 補装具 (ほそうぐ)

❓ 問い合わせ先：お住まいの市町

身体の不自由な部分を補って、日常生活や職業生活を容易にするため、義手・義足、補聴器などの補装具の購入・修理費用などの給付が受けられます。なお、原則として1割を利用者の方に負担していただきます(所得に応じて一定の負担上限額が設けられています。)

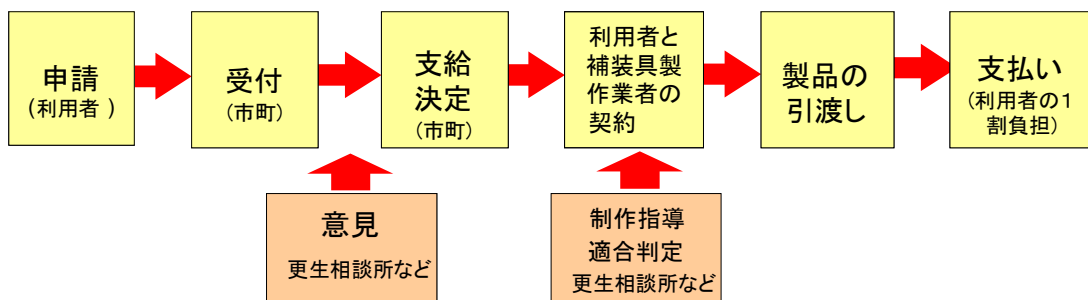
★ 補装具の種類

障害の区分	補装具の種類
視覚障害	盲人用安全つえ、眼鏡(遮光、弱視)、義眼
聴覚障害	補聴器、人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。)
肢体不自由	歩行補助つえ、歩行器、座位保持装置、車椅子、電動車椅子など
肢体及び音声言語	重度障害者用意思伝達装置

※生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は、利用者負担なし(0円)。

※障害の区分は、身体障害者福祉法に基づく区分。難病などによる障害により該当する場合があります。

★ 手続きの流れ



6 地域生活支援事業（ちいきせいかつしえんじぎょう）

❓ 問い合わせ先：お住まいの市町

障害のある方が、住み慣れた地域で個人としての尊厳を持って日常生活や社会生活を営むことが出来るよう、住民に最も身近な、市町を中心に様々な生活支援を行うという事業です。

市町の地域特性や利用者の状況に応じて、実施している事業が異なりますので、代表的な事例を掲載しています。事業の実施状況や利用者負担などは、お住まいの市町の障害福祉担当窓口にお問い合わせください。

★ 意思疎通支援事業

聴覚などに障害のある方との意思疎通を図るため、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。

★ 日常生活用具給付等事業

障害者（児）の日常生活の便宜を図るため、特殊便器などの日常生活用具の給付などをします。

また、段差解消など、住環境の改善を行うための住宅改修費を給付します。

なお、難病などによる障害により対象となる場合があります。

◆ 視覚障害…視覚障害者用ポータブルレコーダー、拡大読書器など

◆ 聴覚・言語障害…屋内信号装置、人口喉頭など

◆ 肢体不自由…特殊便器、特殊寝台、入浴補助用具など

◆ 内部障害…ネブライザー、電動式たん吸引器、ストーマ装具など

★ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある方の外出を支援するために移動支援従事者の派遣を行います。

7 その他の生活支援（そのたのせいかつしえん）

しえん ないよう 支援の内容	といあわ さき お問合せ先
せいかつくんれん じっし 生活訓練の実施 オストメイト社会適応訓練、音声機能障害者発声訓練のほか、視覚や聴覚に障害のある方のための生活訓練を行います。	しずおかけんしやうがいふくしか 静岡県障害福祉課 TEL(054)221-2367 FAX(054)221-3267
もう しゃむ つうやくけんかいじよしゃ はけん 盲ろう者向け通訳兼介助者の派遣 聴覚及び視覚に障害のある方のコミュニケーションと外出の支援を行う通訳兼介助者を派遣します。	しずおかけんちやうかくしやうがいしやじやうほう 静岡県聴覚障害者情報センター TEL(054)221-1257 FAX(054)221-1258
しんたいしやうがいしや ほじよけん きゆうふ 身体障害者補助犬の給付 身体に重度の障害のある方の自立と社会参加のため、必要な方に身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を給付します。	しずおかけんしやうがいふくしか 静岡県障害福祉課 TEL(054)221-2367 FAX(054)221-3267
ガイドヘルパーネットワーク 重度視覚障害者の県外への移動支援	しずおかけんしかくしやうがいしやじやうほうしえん 静岡県視覚障害者情報支援センター TEL(054)253-8180 FAX(054)250-0766
しやうがいしや しんこう 障害者スポーツの振興 障害者スポーツの指導や大会、研修の開催	しずおかけんしやうがいしや きやうかい 静岡県障害者スポーツ協会 TEL(054)221-0062 FAX(054)651-2600
おやこ しゆわきやうしつ 親子の手話教室 聴覚に障害のある子どもとその親（保護者）が手話を学ぶための教室を開催しています。	しずおかけんちやうかくしやうがいしやきやうかい 静岡県聴覚障害者協会 TEL(054)254-6303 FAX(054)254-6294
ピアカウンセリングの開催 お子さんの耳の聞こえに不安を感じている親（保護者）のために、ピアカウンセリングを開催しています。	しずおかけんほじよけんしえん 静岡県補助犬支援センター TEL(054)221-5544 FAX(054)266-3633

さいがいじやうほう はいしん

★ 災害情報の配信

ちやうかくまた しかく しやうがい かた けいたいでんわ じしん おおあめ さいがい かん じやうほう
聴覚又は視覚に障害のある方の携帯電話に地震や大雨などの災害に関する情報をメールします。

てつづ もうしこみやうし ひつやうじこう きにゆう うえ しちやうまどぐち ていしゆつ
◆手続き：申込用紙に必要事項を記入の上、市町窓口へ提出

りやうだいきん むりやう つうわりやう つうしんりやうとう じこふたん
◆利用料金：無料（通話料・通信料等は自己負担）

ていきやう さいがいじやうほう れい
◆提供している災害情報の例

けん じやうほう よち じやうほう ちゆういじやうほう じしん かんれん ちやうさじやうほう
県からの情報：予知情報、注意情報、地震に関連する調査情報など

しちやう じやうほう ひなんかんこく しじ ひなん ちじやうほうなど
市町からの情報：避難勧告・指示、避難地情報など

と あ さき す しちやう
◆問い合わせ先：お住まいの市町

しずおかけんりつちゅうおうとしょかんゆうそうかしだし

★ 静岡県立中央図書館郵送貸出サービス

じゅうど しょうがい としょかん らいかん こんなん かた ゆうそう としょ かしだし おこな
重度の障害があり図書館への来館が困難な方へ、郵送により図書の貸出を行います。

たいしょうしゃ しずおかけん ざいじゅう つぎ も かた
◆対象者：静岡県に在住し、次のいずれかをお持ちの方

- 1 かし たいかん いどうきのう しょうがい きゅう きゅう しんたいしょうがいしゃてちょう
下肢・体幹・移動機能の障害が1級または2級の身体障害者手帳
- 2 しんぞう じんぞう こきゅうき ぼうこう ちよくちよう しょうちよう きのうしょうがい きゅう
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の機能障害が1級
または3級の身体障害者手帳
- 3 めんえき かんぞう きのうしょうがい きゅう きゅう しんたいしょうがいしゃてちょう
免疫、肝臓の機能障害が1級から3級までの身体障害者手帳
- 4 しょうがい ていど りょういくてちょう
障害の程度がAの療育手帳
- 5 ようかいごじょうたい くぶん ようかいご かいごほけんひほけんしゃしょう
要介護状態の区分が要介護5の介護保険被保険者証

がいとう らいかんりよう こんなん かた けんりつちゅうおうとしょかん そうだん
※いずれにも該当せず、来館利用が困難な方は、県立中央図書館にご相談ください。

てつづ でんわ かしだし せいきゅう しょかいりよう じ りようしゃとろうく
◆手続き：電話、FAXなどで貸出の請求をします(初回利用時に利用者登録があります)。

りようだいきん むりよう そうりよう つうわりよう つうしんりよう じ こ ふ た ん
◆利用代金：無料(送料を含む、通話料・通信料などは自己負担)

かしだしすう としょ ざっしあわ さつくない しちようかくしりよう てんい
◆貸出数：図書・雑誌併せて20冊以内、視聴覚資料3点以内

かしだしきかん かげつくない ゆうそうきかん ふく
◆貸出期間：1ヶ月以内(郵送期間を含む。)

と あ さき しずおかけんりつちゅうおうとしょかんちようさかいっぱんちようさはん
◆問い合わせ先：静岡県立中央図書館調査課一般調査班

TEL：054-262-1244

FAX：054-264-4268

じゅうどしんたいしょうがいしゃとうぼうさいたいさくじぎょうひじよせい

★ 重度身体障害者等防災対策事業費助成

だい き ぼ さいが い そ な じゅうど しんたいしょうがい かた しょう たいしんたいさく
大規模災害などに備えるため、重度の身体障害がある方が使用するベッドに耐震対策を
ほどこ ていでん じ ひじょうようでんげん かくほ じんこうこきゅうきそうちやくかんじゃ じょうよう およ
施したり、停電時の非常用電源を確保するため、人工呼吸器装着患者の常用バッテリー及
はつどうはつでんき こうにゆうひよう しかくまた ちようかく しょうがい さいがいじょうほう しゅとく こんなん かた さいがい
び発動発電機の購入費用、視覚又は聴覚に障害のある災害情報の取得が困難な方の災害
じょうほうじゅしんかんれん き き こうにゆうひよう じよせい
情報受信関連機器の購入費用について助成します。

しちよう じぎょう じっしじょうきよう こと しょうさい す しちようまどぐち
市町により事業の実施状況が異なりますので、詳細についてはお住まいの市町窓口

そうだん
にご相談ください。

8 身体障害者社会参加支援施設など（しんたいしょうがいしゃしゃかいさんかしえんしせつなど）

しせつめい 施設名	しよさいち れんらくきき 所在地・連絡先
しずおかけんしんたいしょうがいしゃふくし 静岡県身体障害者福祉 センター	きのうかいふくくんれん かくしゆそうだん おこな たいくかん しゅうかいしつ かしだし 機能回復訓練や各種相談などを行います。また、体育館や集会室の貸出 も行っていきます。 しずおかしあおいくずんぶちよう 静岡県葵区駿府町1-70 TEL(054)252-7829、FAX(054)255-2011 E-mail:syougaisya@za.tnc.ne.jp 利用時間 9時00分～21時00分(月曜日は17時00分まで) 休館日 毎月第4日曜日、年末年始 (第5日曜日と月曜日が祝日となる日は休業日)
しずおかけんし かくしょうがいしゃじょうほう 静岡県視覚障害者情報 支援センター	てんじとじょ ろくおんとしよ わりようかしだし おこな しかく しょうがい かつ 点字図書や録音図書の無料貸出を行うとともに、視覚に障害のある方の 各種相談や情報提供を行っています。 しずおかしあおいくずんぶちよう 静岡県葵区駿府町1-70 TEL(054)253-0228、FAX(054)250-0766 E-mail:info@i-center-shizuoka.jp 利用時間 9時00分～17時00分 休館日 日曜日、祝日、第4土曜日、年末年始
しずおかけんちょうかくしょうがいしゃじょうほう 静岡県聴覚障害者情報 センター	じまく しゅわい せいさく かしだし しょうほうていきょう しょうほう きき 字幕・手話入りDVD・ビデオの製作・貸出などによる情報提供、情報機器の 貸出、生活相談などを行っています。 しずおかしあおいくずんぶちよう 静岡県葵区駿府町1-70 TEL(054)221-1257、FAX(054)221-1258 E-mail:shizuoka@jousen.info 利用時間 9時00分～17時00分 休館日 毎週月曜日、毎月第4日曜日、祝日、年末年始

しょうがいしゃしよくぎょうのうりよくかいはつしせつ

★ 障害者職業能力開発施設など

しょうがい かつむ しよくぎょうくんれん じやくねんしゃ くんれん
○障害のある方向けの職業訓練（若年者コース訓練）

けんりつ しよくぎょうくんれんこう ねんかん しよくぎょうのうりよくかいはつ じっし
県立あしたか職業訓練校では、1年間の職業能力開発を実施しています。

- ・コンピュータ科・・・主に身体障害のある方を対象とした訓練（定員10人）
- ・生産・サービス科・・・主に知的障害のある方を対象とした訓練（定員40人）

けんりつしよくぎょうのうりよくかいはつしせつ ぬまづ しみず はままつ かく ほか
また、県立職業能力開発施設（沼津・清水・浜松の各テクノカレッジ）では、その他

しよくぎょうくんれん じっし
にも職業訓練を実施しています。

- ・事業主委託訓練・・・職場実習中心の訓練です。（3か月程度）
- ・デュアル訓練・・・座学と職場実習を組み合わせた訓練です。（3か月～6か月）
- ・在職者訓練・・・企業にお勤めの方を対象にした訓練です。（2日～6日程度）

じっしこう
【実施校】

コース名	あしたか職業 くんれんこう 訓練校	ぬまづ 沼津テクノカレッジ	しみず 清水テクノカレッジ	はままつ 浜松テクノカレッジ
じゃくねんしゃ 若年者コース訓練	○	しょうさい 詳細については、とあ お問い合わせください。		
じぎょうぬしいたくくんれん 事業主委託訓練	○	○	○	○
デュアル訓練		○	○	○
ざいしよくしゃくんれん 在職者訓練	○		○	○

れんらくさき
【連絡先】

けんりつ 県立あしたか職業訓練校	ぬまづしみやもと 沼津市宮本5-2	TEL (055)924-4380 FAX(055)924-7758
けんりつぬまづ 県立沼津テクノカレッジ ぬまづぎじゆつせんもんこう (沼津技術専門校)	ぬまづしおおおか 沼津市大岡4044-24	TEL (055)925-1071 FAX(055)925-1115
けんりつしみず 県立清水テクノカレッジ しみずぎじゆつせんもんこう (清水技術専門校)	しずおかししみずくすのき 静岡市清水区 楠 160	TEL (054)345-2032 FAX(054)345-2921
けんりつはままつ 県立浜松テクノカレッジ はままつぎじゆつせんもんこう (浜松技術専門校)	はままつしひがしくいけちよう 浜松市東区小池町2444-1	TEL (053)462-5600 FAX(053)462-5604

9 年 金 (ねんきん)

❓ と あ さき す しちよう ねんきんじむしょ
問い合わせ先：お住まいの市町または年金事務所

★ しょうがい き そねんきん 障害基礎年金

しょうがいきそねんきん こくみんねんきん かにゆう あいだ びようき いったい
障害基礎年金は、国民年金に加入している間にかかった病気やけがによって一定の
しょうがい じょうたい しきゆう さいいじよう かにゆう あと さい
障害の状態にあるときに支給されるほか、60歳以上で加入をやめた後、65歳までの
あいだ しょうがい じょうたい さいまえ しょうがい さい
間に障害の状態にあるとき、また、20歳前の障害については20歳になったときや
さいいこう いったい しょうがい じょうたい う
20歳以降に一定の障害の状態にあれば受けることができます。

しょうがいきそねんきん とうきゆう したいしょうがいしゃてちよう とうきゆう べつ こくみんねんきんほう とうきゆう
障害基礎年金の等級は、身体障害者手帳の等級とは別に、国民年金法による等級によ
にんてい
って認定されます。

◆ ねんがく 年額： (1 きゆう 級) 977, 125 えん 円 (2 きゆう 級) 781, 700 えん 円
(れいわ ねん がつぶん 令和2年4月分から)

★ しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいど にんいかにゆう 心身障害者扶養共済制度 (任意加入)

しょうがい かつた ふよう ほごしゃ みずから せいぞんちゆう まいつきいったい かけきん
障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を
おさ ほごしゃ まんいち しぼう じゆうどしょうがい しょうがい
納めることにより、保護者に万一 (死亡・重度障害) のことがあったとき、障害のあ
かつた しゆうしんいつていがく つき まんえん ねんきん しきゆう にんいかにゆう せいど
る方に終身一定額 (月2万円) の年金が支給される任意加入の制度です。

かにゆう ほごしゃ ようけん
《加入できる保護者の要件》

ねんれい さいみまん まいとし がつ にち ねんれい とくべつ しつぺい せいめいほけんけいやく
年齢が65歳未満 (毎年4月1日における年齢) で、特別の疾病がなく、生命保険契約
たいしやう けんこうじやうたい
の対象となる健康状態であること

しょうがい かつた はんい
《障害のある方の範囲》

したいしょうがいしゃてちよう きゆう きゆうしよじしや りよういくてちよう しよじしや
身体障害者手帳1級～3級所持者、療育手帳A・B所持者、
せいしんしょうがいしゃてちよう きゆう きゆうしよじしや ぜんき どうていど しょうがい みと
精神障害者手帳1級・2級所持者、前記と同程度の障害と認められるもの
てちよう しよじ かにゆう ばあい
(手帳を所持していなくても加入できる場合があります。)

なお、かけきん しょとくぜい ちほうぜい ぜんがくしょとくこうじよ
掛金は所得税・地方税とも全額所得控除されます。

10 手 当 (てあて)

? 問い合わせ先：お住まいの市町

★ 特別児童扶養手当

身体、知的又は精神に重度又は中度の障害のある 20歳未満の児童を監護している方に支給されます。ただし、所得状況などにより手当が支給されない場合があります。

◆手当月額： (1 級) 52,500円
(2 級) 34,970円
(令和2年4月分から)

◆支払時期：4月(12月分から3月分)、8月(4月分から7月分)、11月(8月分から11月分)

受給後、次のいずれかに該当する場合は、手当を受ける資格がなくな

りますので、すみやかに市福祉事務所又は町役場へ届け出てください。

- ① 受給者が児童を監護しなくなったとき
- ② 受給者又は児童が死亡及び日本国外へ転出したとき
- ③ 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けようになったとき
- ④ 対象児童の障害の程度が政令で定められた障害の状態に該当しなくなったとき
- ⑤ 児童が児童福祉施設など(保育所、通園施設、母子入所などは除く。)に入所しているとき

★ 特別障害者手当

日常生活において常時特別の介護を必要とする 20歳以上の在宅重度障害者の方に支給されます。ただし、所得状況などにより手当が支給されない場合があります。

◆手当月額： 27,350円
(令和2年4月分から)

◆支払時期：2月(11月分から1月分)、5月(2月分から4月分)、8月(5月分から7月分)

11月(8月分から10月分)

しょうがいじふくしてあて
★ 障害児福祉手当

にちじょうせいいかつ じょうじかいご ひつよう さいみまん ざいたくじゅうどしょうがいしや かた しきゆう
日常生活において常時介護を必要とする 20歳未満の在宅重度障害者の方に支給されます。

しよとくじょうきよう てあて しきゆう ばあい
ただし、所得状況などにより手当が支給されない場合があります。

てあてげつがく えん れいわ ねん がつぶん
◆手当月額：14,880円（令和2年4月分から）

しはらいじき がつ がつぶん がつぶん がつ がつぶん がつぶん がつ がつぶん
◆支払時期：2月（11月分から1月分）、5月（2月分から4月分）、8月（5月分から7月分）、11月（8月分から10月分）

11 税金(ぜいきん)

とあさきす しちよう ぜいむしよ けんざいむじむしよ
② 問い合わせ先：お住まいの市町、税務署、県財務事務所

しょうがい ていど いっていいじょう ばあい かくしゆ ぜい げんめんそち
★障害の程度が一定以上の場合、各種の税の減免措置などがあります。

くぶん 区分	げんめんないよう 減免内容	たいしやうしや 対象者など	とあさき 問い合わせ先
しよとくぜい 所得税	しよとくこうじよ 所得控除	とくべつしょうがいしや ほんにん こうじよたいしやうはいぐうしや ふようしんぞく 特別障害者(本人、控除対象配偶者、扶養親族) ◆身体障害者手帳1・2級 しんたいしょうがいしやてちやう きゆう しょうがいしや ほんにん こうじよたいしやうはいぐうしや ふようしんぞく 障害者(本人、控除対象配偶者、扶養親族) ◆身体障害者手帳3～6級 しんたいしょうがいしやてちやう きゆう	ぜいむしよ 税務署 P25 (*)
じゅうみんぜい 住民税	しよとくこうじよ 所得控除	しょうがいしや ほんにん こうじよたいしやうはいぐうしや ふようしんぞく 障害者(所得税と同じ)、特別障害者(所得税と同じ)	しまち 市町
じどうしやぜい 自動車税 (環境性能割、 種別割) しゆべつわり 軽自動車税 (環境性能割) けいじどうしやぜい 軽自動車税 (種別割)	げんめん 減免	しんたいしょうがいしや しゆとくまた しやゆう じどうしや もつぱ ・身体障害者が取得又は所有する自動車などで、専 ら当該身体障害者が運転する場合 しんたいしょうがいしや しゆとくまた しやゆう じどうしや もつぱ ・身体障害者が取得又は所有する自動車などで、専 ら当該身体障害者の生業・通学・通院・通所のために 使用する場合(生計を一にする者が運転する場合を 含む) ◆対象となる障害の程度は次頁表のとおり	けんざいむじむしよ 県財務事務所 P26
じぎやうぜい 事業税	ひかせい 非課税	りやうかん しりよく きやうせいしりよく い か しかくしょうがいしや 両眼の視力(矯正視力)が0.06以下の視覚障害者が 行うあんま、はり、きゆうなど おこな	けんざいむじむしよ 県財務事務所 P26
そうぞくぜい 相続税	ぜいがくこうじよ 税額控除	しょうがいしや そうぞくまた いぞう ざいさん しゆとく ばあい 障害者が相続又は遺贈により財産を取得した場合、 当該障害者が85歳に達するまでの年数に一定額を 乗じた金額を税額から控除する。	ぜいむしよ 税務署 P25 (*)
そうよぜい 贈与税	ひかせい 非課税	しょうがいしやひかぜいしんたくしんこくしよ ていしゆつ とくてい 「障害者非課税信託申告書」の提出により、特定 しょうがいしやふようしんたくけいやく もと とくべつしょうがいしや 障害者扶養信託契約に基づく特別障害者である じゆきゆうしや たい まんえん ひかせい 受給者に対して6,000万円までは非課税となる。	ぜいむしよ 税務署 P25 (*)

ちやうかく おんせいげんごしょうがいしや こくぜい そうだん なごやこくぜいきよけいむ そうだんしつ
(*)聴覚、音声言語障害者のための国税FAX相談 名古屋国税局税務相談室
FAX 052(951)4614 ※申告書、申請書等の書類の提出は出来ません。

自動車税などの減免の対象となる等級(注4)

障害種別	本人が取得 又は所有し、運転	本人が取得又は所有 し、生計同一者が運転 (注3)	本人が18歳未満、 生計同一者が取得又 は所有し、運転(注3)
視覚	1～3、4の1	左に同じ	左に同じ
聴覚	2、3	左に同じ	左に同じ
平衡	3	左に同じ	左に同じ
音声	3(喉頭摘出のみ)	-	-
上肢機能	1、2	左に同じ	左に同じ
下肢機能	1～6	1～3(注5)	左に同じ
体幹	1～3、5	1～3(注5)	左に同じ
脳病変・上肢(注1)	1、2(一上肢を含む)	左に同じ	左に同じ
脳病変・移動(注1)	1～6	1～3(一下肢を含む) (注5)	左に同じ
内部障害(除:免疫、 肝臓)(注2)	1、3	左に同じ	左に同じ
免疫機能	1～3	左に同じ	左に同じ
肝臓	1～3	左に同じ	左に同じ

(注1) 乳 幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害

(注2) 心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう又は直腸の機能・小腸機能

(注3) 生計同一証明書は市町で発行

(注4) 一部の市町においては条件が異なる場合がありますので、詳しくは各市町へお問い合わせください。

(注5) 障害種別が下肢機能の4級から6級までの各級、体幹の5級及び

脳病変・移動の4級から6級までの各級に該当する方に、重複して

障害がある場合は、総合等級を各障害種別の等級に読み替えます。

12 割引・減免など(わりびき・げんめんなど)

❓ **問い合わせ先：お住まいの市町など**

★ JR・県内私鉄、バス、タクシーなどの旅客運賃割引制度

うんそうじぎょうしゃまた ろせん こと かくうんそうじぎょうしゃ と あ
運送事業者又は路線によって異なることがありますので各運送事業者にお問い合わせください。

交通機関	割引対象の区分		券種	割引率	
				本人	介護者
鉄道 〔JR〕	第1種	単独利用	普通(※1)	50%	
		介護者あり	普通、回数券、急行、定期(※2)	50%	50%
	第2種	単独利用	普通(※1)	50%	
		介護者あり(12歳未満)	定期(※2)	(※3)	50%
鉄道 〔私鉄〕	各鉄道会社によって異なることがあります。 事業者にお問い合わせください。				
県内 バス (※4)	第1種	単独利用	普通、定期(割引率30%)	50%	
		介護者あり	同上	50%	50%
	第2種	同上	50%		
タクシー (※5)	(メーター料金)			10%	
航空 (国内線)	各運送事業者又は路線によって異なることがあります。 事業者にお問い合わせください。				
船					

(※1) 片道100kmを超える場合

(※2) 小児定期乗車券を除く

(※3) 同乗の場合に限り、本人も割引となる事業者もあります。身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」に第1種又は第2種と記入されていない場合は、上記割引は適用されませんのでご注意ください。

(※4) 定期券、乗車券購入時やバス下車時に必ず身体障害者手帳を提示してください。
 障害者手帳アプリ「ミライロID」(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害福祉手帳の代わりに使える)は、「ミライロID」を導入している県内バス会社でのみ利用可能です。

2つ以上の割引条件に該当する場合は、同一乗車券について重複して割引できません。また、高速バス、市町の自主運行バスなど対象外の路線があります。

なお、バスICカードについては、1年ごとの更新が必要です。

(※5) 市町により別途助成制度を実施している場合があります。

けんりつしせつ りょうりょうきん げんめん
★ 県立施設の利用料金の減免

げんめん ないよう かくしせつ こと しょうさい かくしせつ と あ
減免の内容は各施設によって異なりますので詳細は各施設へお問い合わせください。

たい しょう し せつ 対象施設	しょうざいち でんわばんごう 所在地・電話番号	げんめん そ ち たいしょうこうもく 減免措置の対象項目
けんりつびじゅつかん 県立美術館	〒422-8002 しずおかしするがく や だ 静岡市駿河区谷田53-2 TEL(054)263-5755	かんらんりょう 観覧料
ちきゅうかんきょうし ふじのくに地球環境史ミュージアム	〒422-8017 しずおかしするがく おおや 静岡市駿河区大谷5762 TEL(054)260-7111	かんらんりょう 観覧料
けんすいさんかいようけんきゅうじよ 県水産・海洋研究所 ふ じ ょうそんじょう 富士養鱒場	〒418-0108 ふじのみやしいのかしら 富士宮市猪之頭579の2 TEL(0544)52-0311	かんらんりょう 観覧料
けんすいさんかいようけんきゅうじよはまな こ ぶんじょう 県水産・海洋研究所浜名湖分場 はまな こたいけんがくしゅうしせつ 浜名湖体験学習施設「ウオット」	〒431-0214 はままつ し にしくまいさかちようべんてんじま 浜松市西区舞阪町弁天島5005-3 TEL(053)592-2880	りょうりょうきん 利用料金
けんえいと しこうえん 県営都市公園		
しずおかけん ふ じ さん くに ・静岡県富士山こどもの国	〒417-0803 ふ じ し かぎき 富士市桑崎1015 TEL(0545)22-5555	
あしたかこういきこうえん ・愛鷹広域公園	〒410-0001 ぬ まづ しあしたか 沼津市足高202 TEL(055)924-8878	
しずおかけんきさなぎそうごうらんどじょう ・静岡県草薙総合運動場	〒422-8008 しずおかしするがく くりはら 静岡市駿河区栗原19-1 TEL(054)261-9265	
おがさやまそうごうらんどこうえん ・小笠山総合運動公園	〒437-0031 ふくろい しあいの 袋井市愛野2300-1 TEL(0538)41-1800	にゅうえんりょうまた 利用料金 入園料又は利用料金
よしだこうえん ・吉田公園	〒421-0302 よしだちようかわしり 吉田町川尻4036-2 TEL(0548)33-1420	
えんしゅうなだかいひんこうえん ・遠州灘海浜公園	〒430-0844 はままつ し みなみくえ のしまちよう 浜松市南区江之島町1706 TEL(053)442-6775	
はまな こ ・浜名湖ガーデンパーク	〒431-1207 はままつ し にしくむらくしちよう 浜松市西区村櫛町5475-1 TEL(053)488-1500	
けんりつすいえいじょう 県立水泳場	〒421-2116 しずおかしあおいにしがや 静岡市葵区西ヶ谷357-2 TEL(054)296-3675	りょうりょうきん 利用料金
ふ じ すいえいじょう 富士水泳場	〒417-0801 ふ じ し おおぶち 富士市大淵266 TEL(0545)35-6022	りょうりょうきん 利用料金
けんぶどうかん 県武道館	〒426-0067 ふじえだ しまえじま 藤枝市前島2-10-1 TEL(054)636-2332	りょうりょうきん 利用料金

★ゆうりょうどうろ 有料道路の料りょうきんわりびき金割引

しちょう まどぐち しんせい ひつようじこう きさい う しんたいしょうがいしゃてちょう けいこう しょうがいしゃほんにん
市町の窓口申請し、必要事項の記載を受けた身体障害者手帳を携行して、障害者本人
うんてん ばあいおよ じゅうどうしょうがいしゃ りよかくてつどうかぶしがいがいしゃりよかくうんちんげんがく だい しゅ てきよう う
が運転する場合及び重度障害者（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の第1種の適用を受けて
かた じょうしゃ にちじょうてき かいご かた うんてん ばあい じぜん とうろく じどうしゃ
いる方）が乗車して日常的に介護する方が運転する場合に、事前に登録した自動車
しょうがいしゃひとり だい つうこうりょうきん わりびき
（障害者一人につき1台）の通行料金の50%が割引されます。

イーティシーりょう しよてい てつづ へ どうよう わりびき う くわ す
ETC利用についても所定の手続きを経れば同様の割引が受けられます。詳しくはお住
しちょう そうだん なかにほんこうそくどうろ
まいの市町にご相談ください。（中日本高速道路(株) 0120-922-229）

★けいたいでんわ きほんしょうりょうどう 携帯電話基本使用料等わりびきの割引

しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんほけんふくしてちょう こうふ う かた
身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方の
けいたいでんわ きほんしょうりょう わりびき ぐたいてき わりびきないよう りつ てつづ けいやく
携帯電話の基本使用料などが割引となります。具体的な割引内容や率、手続きなどは契約
でんわがいがいしゃ そうだん
している電話会社にご相談ください。

★むりょうばんごうあんない NTTの無料番号案内あんない（ふれあい案内）

りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう しんたいしょうがいしゃてちょう しかくしょうがい きゅう したい
療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳（視覚障害1～6級と肢体
ふじゆう じょうし たいかん にゅうようじき いぜん ひしんこうせい のうびょうへん うんどうきのうしょうがい きゅう
不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1、2級）
こうふ う かた にしにほん とうろく でんわばんごうあんない わりょう
のいずれかの交付を受けている方が、NTT西日本へご登録いただくと電話番号案内が無料で
りょう
利用できます。

もうしこ てつづ ぐたいてき りょうほうほう にしにほん そうだん
申込み手続きや具体的な利用方法はNTT西日本（0120-104174）にご相談ください。

★ほうそうじゅしんりょう げんめん NHK放送受信料の減免

しんたいしょうがいしゃてちょう も かた せたい せたいこうせいんぜんいん しちょうそんみんぜいひ か ぜい
身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の
ばあい じゅしんりょう ぜんがくめんじょ しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう せいの かた
場合、受信料が全額免除になります。また、身体障害者手帳1級もしくは2級の方、
しかく ちょうかく しょうがい かた せたいぬし じゅしんけいやくしゃ ばあい じゅしんりょう ほんがくめんじょ
または視覚・聴覚に障害がある方が世帯主かつ受信契約者の場合、受信料が半額免除に
す しちょう しょうがいふくしたんとうか しょうめい う しんせい
なります。お住まいの市町の障害福祉担当課で証明を受けて、NHKに申請してください。
くわ ほうそうきよく そうだん
詳しくは、NHK放送局にご相談ください。

じゅしんりょうといあわ
受信料問合せ：NHKふれあいセンター 0570-077-077

ちゅうしゃきんしじょうがいひょうしょう
★ 駐車禁止除外標章

と あ さき かけいさつしよ こうつう だいいち か
問い合わせ先：各警察署 交通(第一)課

ほ こう こんなん しんたい しょうがい かた しゃりょう みずか うんてん また どうじょう かた たいしょう
歩行が困難な身体に障害のある方で、車両を自ら運転し、又は、同乗される方を対象
こうあんいいんかい ちゅうしゃきんしきてい てきよう じょうがい げんそくてき たいしょう かた つぎ
に、公安委員会の駐車禁止規定の適用が除外されます。原則的に対象となる方は次のとお
くわ もよ けいさつしよ と あ
りです。詳しくは最寄りの警察署にお問い合わせください。

区 分		対象となる級
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
肢体不自由	上肢機能障害	1級、2級の1及び2級の2
	下肢機能障害	1級から4級までの各級
	体幹機能障害	1級から3級までの各級
	脳性マヒ	1級及び2級 (1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
	移動機能	1級から3級までの各級
内部障害	心臓機能障害	1級及び3級
	じん臓機能障害	1級及び3級
	呼吸器機能障害	1級及び3級
	膀胱・直腸機能障害	1級及び3級
	小腸機能障害	1級及び3級
	免疫機能障害	1級から3級までの各級
	肝臓機能障害	1級から3級までの各級

こうれいうんてんしゃとうせんようちゅうしゃくかんせいど
★ 高齢運転者等専用駐車区間制度

こうれいしゃ しんたい ふじゆう かた にんしんちゆうまた しゅつさん ご しゅうかんいなく かた せんよう
高齢者、身体の不自由な方、妊娠中又は出産後8週間以内の方のための専用
ちゅうしゃくかん りよう ふつうじどうしゃ うんてん めんきよ もほんにん しんせい こうふ
駐車区間です。利用するには、普通自動車を運転できる免許を持つ本人が申請して交付
ひょうしょう ひつよう くわ もよ けいさつしよ と あ
された「標章」が必要となります。詳しくは最寄りの警察署にお問い合わせください。

★ 利子などの非課税（障害者マル優制度）

あらかじめ金融機関で手続きをすることにより、預貯金や国債などについて、それぞれ元本350万円を限度として利子などが非課税になります。

【対象者】

- (1) 身体障害者手帳をお持ちの方
- (2) 療育手帳をお持ちの方
- (3) 精神障害保健福祉手帳をお持ちの方
- (4) 障害を支給事由とする年金の受給をされている方
- (5) 障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当を受けている方

詳しくは、ゆうちょ銀行（郵便局）、銀行、証券会社などにお問い合わせください。

★ 静岡県ゆずりあい駐車場制度

市町の窓口に申請することで、利用証が交付され、公共施設、商業施設などに設置された車いすマークの駐車場が使用しやすくなります。対象者は障害者、要介護高齢者、妊産婦などで歩行が困難な方です。

詳しくは、お住まいの市町福祉担当課にお問い合わせください。

13 各種相談（かくしゅそうだん）

❓ [問い合わせ先：お住まいの市町](#)

★ ご相談について

このしおりで紹介したサービスを受けたい方、あるいはさらに詳細を知りたい方は、市福祉事務所、町役場にご相談ください。（次のページに市町連絡先があります。）

なお、各市町から相談業務を委託された身体障害者相談員も設置されていますので、お住

いの市町窓口で確認してください。また、就労に関すること、年金や税金などの専門分野

に関する相談は、①公共職業安定所（ハローワーク）、②年金事務所、③税務署（国税）、

④県財務事務所（県税）にご相談ください。

し ちようしょうがいふくし たんとうでん わ ばんごう ふあつくすばんごう
 ◎市町障害福祉担当電話番号・FAX番号

しも だし TEL0558-22-2216

FAX0558-22-3910

ひがしい ず ちよう 東伊豆町 TEL0557-95-6204

FAX0557-95-5691

かわ づ ちよう 河津町 TEL0558-34-1937

FAX0558-34-1811

みなみいずちよう 南伊豆町 TEL0558-62-6233

FAX0558-62-2493

まつ ぎき ちよう 松崎町 TEL0558-42-3966

FAX0558-42-3184

にしいずちよう 西伊豆町 TEL0558-52-1961

FAX0558-52-5750

あた み し 熱海市 TEL0557-86-6335

FAX0557-86-6338

い とう し 伊東市 TEL0557-32-1532

FAX0557-36-0775

ぬま づ し 沼津市 TEL055-934-4829

FAX055-934-2631

み しま し 三島市 TEL055-983-2612

FAX055-976-5555

すそ の し 裾野市 TEL055-995-1820

FAX055-992-3681

い ず し 伊豆市 TEL0558-72-9863

FAX0558-72-8638

い ず の くに し 伊豆の国市 TEL0558-76-8007

FAX0558-76-8029

かん なみ ちよう 函南町 TEL055-979-8127

FAX055-979-8143

し みず ちよう 清水町 TEL055-981-8204

FAX055-973-1959

なが いずみ ちよう 長泉町 TEL055-989-5512

FAX055-989-5515

ごてん ば し 御殿場市 TEL0550-82-4238

FAX0550-84-1046

お やま ちよう 小山町 TEL0550-76-6661

FAX0550-76-4770

ふじのみやし 富士宮市 TEL0544-22-1145

FAX0544-22-1251

ふ じ し 富士市 TEL0545-55-2911

FAX0545-53-0151

しず おか し 静岡市

あおい く 葵区 TEL054-221-1099

FAX054-254-6322

するが く 駿河区 TEL054-287-8690

FAX054-287-8660

しみず く 清水区 TEL054-354-2106

FAX054-352-0323

しま だし 島田市 TEL0547-36-7154

FAX0547-37-0235

やい づ し 焼津市 TEL054-626-1127

FAX054-626-2189

ふじ えだ し 藤枝市 TEL054-643-3149

FAX054-644-2941

まきの はらし 牧之原市 TEL0548-23-0072

FAX0548-23-0099

よし だ ちよう 吉田町 TEL0548-33-2104

FAX0548-33-0361

かわ ね ほんちよう 川根本町 TEL0547-56-2224

FAX0547-56-1117

いわ た し 磐田市 TEL0538-37-4919

FAX0538-36-1635

かけ がわ し 掛川市 TEL0537-21-1139

FAX0537-21-1163

ふくろ い し 袋井市 TEL0538-44-3114

FAX0538-43-6285

おまえぎきし 御前崎市 TEL0537-85-1121

FAX0537-85-1144

きく がわ し 菊川市 TEL0537-37-1252

FAX0537-37-1255

もり まち 森町 TEL0538-85-1800

FAX0538-85-1294

こ さい し 湖西市 TEL053-576-4532

FAX053-576-1220

はま まつ し 浜松市

なか 中 区 TEL053-457-2057

FAX053-457-2632

ひ が し く 東 区 TEL053-424-0176

FAX053-424-0194

にし く 西 区 TEL053-597-1159

FAX053-597-1210

みなみ く 南 区 TEL053-425-1485

FAX053-425-1647

きた く 北 区 TEL053-523-2898

FAX053-523-1119

はまきた く 浜北区 TEL053-585-1697

FAX053-586-5495

てんりゅう く 天竜区 TEL053-922-0024

FAX053-925-1804

◎身体障害者更生相談所

こうせいそудんしょめい 更生相談所名	しよざいち でんわ 所在地(電話・FAX)	しよかんちいき 所管地域
しずおかけんしんたいしょうがいしゃこうせいそудんしょ 静岡県身体障害者更生相談所	〒426-0026 ふじえだしおかでやま 藤枝市岡上山2-2-25 TEL(054)646-3571 FAX(054)646-3563	ぜんしちやう しずおかし はまつし のぞ 全市町(静岡市・浜松市を除く)
しずおかしちいき 静岡市地域リハビリテーション推進センター しずおかしんたいしょうがいしゃこうせいそудんしょ (静岡市身体障害者更生相談所)	〒420-0846 しずおかしあおいくじやうちやう 静岡市葵区城東町24-1 TEL(054)249-3182 FAX(054)209-0103	しずおかし 静岡市
はまつししょうがいしゃこうせいそудんしょ 浜松市障害者更生相談所	〒430-0929 はまつし なかちゆうおういっちやうめ ばん ごう 浜松市中区中央一丁目12番1号 けんはまつそうごうちやうしゃ かい 県浜松総合庁舎4階 TEL(053)457-2707 FAX(053)457-2645	はまつし 浜松市

① ハローワーク電話番号・FAX番号

<p>ハローワーク下田 TEL 0558-22-0288 FAX 0558-23-0733</p> <p>ハローワーク三島 TEL 055-980-1300 FAX 055-987-4414</p> <p>ハローワーク伊東 TEL 0557-37-2605 FAX 0557-38-3713</p> <p>ハローワーク沼津 TEL 055-931-0145 FAX 055-932-7336</p> <p>ハローワーク御殿場 TEL 0550-82-0540 FAX 0550-82-7090</p> <p>ハローワーク富士 TEL 0545-51-2151 FAX 0545-52-7743</p>	<p>ハローワーク富士宮 TEL 0544-26-3128 FAX 0544-23-9510</p> <p>ハローワーク清水 TEL 054-351-8609 FAX 054-351-8615</p> <p>ハローワーク静岡 TEL 054-238-8609 FAX 054-238-3440</p> <p>ハローワークプラザ静岡 TEL 054-250-8609 FAX 054-221-8773</p> <p>ハローワーク焼津 TEL 054-628-5155 FAX 054-626-0093</p> <p>ハローワーク島田 TEL 0547-36-8609 FAX 0547-37-8626</p>	<p>ハローワーク榛原 TEL 0548-22-0148 FAX 0548-22-7472</p> <p>ハローワーク掛川 TEL 0537-22-4185 FAX 0537-22-4913</p> <p>ハローワーク磐田 TEL 0538-32-6181 FAX 0538-37-7447</p> <p>ハローワーク浜松 TEL 053-541-8609 FAX 053-457-5162</p> <p>ハローワーク細江 TEL 053-522-0165 FAX 053-522-3727</p> <p>ハローワーク浜北 TEL 053-584-2233 FAX 053-585-2434</p>
--	---	---

② 年金事務所電話番号・FAX番号

<p>三島年金事務所 TEL 055-973-1166 FAX 055-971-8311</p> <p>沼津年金事務所 TEL 055-921-2201 FAX 055-923-3811</p> <p>街角の年金相談センター沼津 TEL 055-954-1321 FAX なし</p> <p>富士年金事務所 TEL 0545-61-1900 FAX 0545-64-5411</p>	<p>清水年金事務所 TEL 054-353-2233 FAX 054-353-3611</p> <p>静岡年金事務所 TEL 054-203-3707 FAX 054-284-4411</p> <p>街角の年金相談センター静岡 TEL 054-288-1611 FAX なし</p> <p>島田年金事務所 TEL 0547-36-2211 FAX 0547-37-6011</p>	<p>掛川年金事務所 TEL 0537-21-5524 FAX 0537-21-3211</p> <p>浜松東年金事務所 TEL 053-421-0192 FAX 053-421-6011</p> <p>浜松西年金事務所 TEL 053-456-8511 FAX 053-452-8011</p> <p>街角の年金相談センター浜松 TEL 053-545-9961 FAX なし</p>
---	---	---

③ 税務署電話番号

<p>下田税務署 0558-22-0185</p> <p>三島税務署 055-987-6711</p> <p>熱海税務署 0557-81-3515</p> <p>沼津税務署 055-922-1560</p> <p>富士税務署 0545-61-2460</p>	<p>清水税務署 054-366-4161</p> <p>静岡税務署 054-252-8111</p> <p>藤枝税務署 054-641-0680</p> <p>島田税務署 0547-37-3121</p> <p>掛川税務署 0537-22-5141</p>	<p>磐田税務署 0538-32-6111</p> <p>浜松東税務署 053-458-1111</p> <p>浜松西税務署 053-555-7111</p>
---	---	---

けんざいむじむしょじどうしゃぜいたんとうでんわばんごう
④県財務事務所自動車税担当電話番号

しもだざいむじむしょ 下田財務事務所 0558-24-2018	ふじざいむじむしょ 富士財務事務所 0545-65-2118	いわたざいむじむしょ 磐田財務事務所 0538-37-2211
あたまざいむじむしょ 熱海財務事務所 0557-82-9061	しずおかざいむじむしょ 静岡財務事務所 054-286-9130	はまつざいむじむしょ 浜松財務事務所 053-458-7132
ぬまつざいむじむしょ 沼津財務事務所 055-920-2019	ふじえだざいむじむしょ 藤枝財務事務所 054-644-9122	

た そろだんまどぐち
★その他の相談窓口

そうだん ないよう 相談の内容	れんらくさき 連絡先
しかく しょうがい かん そろだん 視覚の障害に関する相談	しずおかけん しかくしょうがいしやじょうほうしえん 静岡県視覚障害者情報支援センター 〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 TEL(054)253-8180 FAX(054)250-0766
ちやうかく しょうがい かん そろだん 聴覚の障害に関する相談	こうえきしやだんほうじんしずおかけんちやうかくしょうがいしやきやうかい 公益社団法人静岡県聴覚障害者協会 〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 TEL(054)254-6303 FAX(054)254-6294
にゅうようじ き ちやうかくしょうがいじ りやういく そろだん 乳幼児の聞こえや聴覚障害児の療育に関する相談 ◆ピアカウンセラーの派遣も行います。	しずおかしあおいくすんぶちやう 〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 TEL(054)254-6303 FAX(054)254-6294
しんたいしょうがいしやほじょけん かん そろだん 身体障害者補助犬に関する相談	ほじょけん 補助犬インフォメーションデスク 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町11-1 ガーデンスクエアビル 9階C TEL054-221-5544 FAX054-266-3633 (NPO法人静岡県補助犬支援センター内)
さぎやうしよ じゆさんじぎやう きぎやう しゆうしよく 作業所での授産事業から企業への就職 まで、働くこと全般に関する相談	しょうがいしやはたらあわ そろだん 障害者働(幸)せ創出センター (運営:NPO法人オールしずおかベストコミュニティ) 〒420-0031 静岡市葵区呉服町2-1-5「5風来館」4階 TEL(054)251-3515 FAX(054)251-3516
じ こ のうがいしやう げんいん きおく 事故による脳外傷などを原因とする記憶 しょうがい こうどうしょうがい こうじのうきのう 障害や行動障害などの高次脳機能 しょうがい そろだん ようやく 障害の相談(要予約)	かもけんこうふくし ふくしか 賀茂健康福祉センター福祉課 TEL(0558)24-2056 あたまけんこうふくし ふくしか *熱海健康福祉センター福祉課 TEL(0557)82-9120 (保健師などによる随時相談のみ実施) とうぶけんこうふくし ふくしか 東部健康福祉センター福祉課 TEL(055)920-2087 ごてんほけんこうふくし ふくしか *御殿場健康福祉センター福祉課 TEL(0550)82-1222 (保健師などによる随時相談のみ実施) ふじけんこうふくし ふくしか 富士健康福祉センター福祉課 TEL(0545)65-2155 ちゅうぶけんこうふくし ふくしか 中部健康福祉センター福祉課 TEL(054)644-9281 せいぶけんこうふくし ふくしか 西部健康福祉センター福祉課 TEL(0538)37-2252
こうつうじ こ ていさんそのうしやう のうそつちゆう 交通事故や低酸素脳症、脳卒中による のうそんしやう きおく こうどう しょうがい 脳損傷などで、記憶や行動などの障害 こうじのうきのうしやうがい かた かぞく (高次脳機能障害)のある方とその家族 あつ の集まり	ほうじんこうじのうきのうしやうがい のうがいしやうとも かい NPO法人高次脳機能障害サポートネットしずおか・脳外傷友の会「しずおか」 とうぶ いざわかた 東部地域 井澤方 TEL (055)978-5248 ちゅうぶぶちい き たきがわがた 中部地域 滝川方 TEL (054)622-7405 せいぶちい き うえだかた 西部地域 植田方 TEL (053)448-1250 けん ぜんい き おせきかた 県全域 小関方 TEL (0537)24-0608

参考 身体障害者手帳障害別・等級別対象制度一覧表(1)

○は該当、△は一部該当、無印は非該当です。

実際の申請時には障害種別と等級以外に、制度ごとに世帯構成や所得制限などの受給要件が定められています。
難病など無印でも認定する場合がありますので、詳しくは担当機関にお問い合わせください。

各種制度	障害の種類 等級	視覚障害						肢体不自由															担当 機関					
		1	2	3	4	5	6	上肢障害						下肢障害						体幹障害								
								1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3		5				
手 当 て あ て	特別障害者手当	△						△	△							△	△					△	△				かくしちょう 各市町	
	障害児福祉手当	○						○	△							○	△					○	△				かくしちょう 各市町	
	特別児童扶養手当	○	△	△				○	○	○						○	○	○	△			○	○	○			かくしちょう 各市町	
年 金 ねんきん	心身障害者扶養共済年金 (総合1～3級は該当)	○	○	○				○	○	○						○	○	○				○	○	○			かくしちょう 各市町	
医 療 制 度 いりょうせいど	重度障害者(児)医療費助成 (総合1・2級等は該当)	○	○	△				○	○	△						○	○	△				○	○	△			かくしちょう 各市町	
	自立支援医療(更生医療)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		かくしちょう 各市町
用 具 ようぐ	補装具	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		かくしちょう 各市町

参考 身体障害者手帳障害別・等級別対象制度一覧表(2)

○は該当、△は一部該当、無印は非該当です。

実際の申請時には障害種別と等級以外に、制度ごとに世帯構成や所得制限などの受給要件が定められています。
難病など無印でも認定する場合がありますので、詳しくは担当機関にお問い合わせください。

各種制度	障害の種類 等級	聴覚障害					音・言		内部障害												担当 機関				
		2	3	4	5	6	3	4	心臓			じん臓			呼吸器			排泄				小腸			
									1	3	4	1	3	4	1	3	4	1	3	4		1	3	4	
手 当 て あ て	とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当	△							△			△			△			△			△				かくしちょう 各市町
	しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当	△							△			△			△			△			△				かくしちょう 各市町
	とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当	○	○					○	△	△		△	△		△	△		△	△		△	△			かくしちょう 各市町
年 金	しんしんしょうがいしゃふようきょうさいねんきん 心身障害者扶養共済年金 (総合1～3級は該当)	○	○					○	○		○	○		○	○		○	○		○	○				かくしちょう 各市町
医 療 制 度	じゅうどしょうがいしゃじいりょうひじよせい 重度障害者(児)医療費助成 (総合1・2級等は該当)	○	△					△	○	△		○	△		○	△		○	△		○	△			かくしちょう 各市町
	じりつしえんいりょうこうせいりりょう 自立支援医療(更生医療)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							○	○	○		かくしちょう 各市町
用 具	ほそうぐ 補装具	○	○	○	○	○	○	○										○	○	○					かくしちょう 各市町

参考 身体障害者手帳障害別・等級別対象制度一覧表(3)

○は該当、△は一部該当、無印は非該当です。

実際の申請時には障害種別と等級以外に、制度ごとに世帯構成や所得制限などの受給要件が定められています。
難病など無印でも認定する場合がありますので、詳しくは担当機関にお問い合わせください。

	障害の種類 等級	内部障害						担当 機関
		免疫			肝臓			
		1, 2	3	4	1, 2	3	4	
各種制度	かくしゆせいど 各種制度							
	とくべつしょうがいしやてあて 特別障害者手当	△			△			かくしちよう 各市町
	しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当	△			△			かくしちよう 各市町
とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当	△	△		△	△		かくしちよう 各市町	
年金	しんしんしょうがいしやふ ようきようさいねんきん 心身障害者扶養共済年金 (総合1～3級は該当)	○	○		○	○		かくしちよう 各市町
医療制度	じゅうどしょうがいしや じ いりようひじよせい 重度障害者(児)医療費助成 (総合1・2級等は該当)	○	△		○	△		かくしちよう 各市町
	じりつしえん いりよう こうせいりりよう 自立支援医療(更生医療)	○	○	○	○	○	○	かくしちよう 各市町
用具	ほ そうぐ 補装具							かくしちよう 各市町

おも しょうがい かん けいはつ
主な障害に関する啓発マーク

マーク	めいしょう 名称	あらわ い み 表す意味など	と あ さき 問い合わせ先など
	こくさい 国際シンボルマ ーク	こくさい 国際シンボルマーク (International Symbol of Access)は、「障害者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマーク」です。このマークは、「すべての障害者を対象にしている」ものです。	こうえきざいだんほうじん 公益財団法人 にほんしょうがいしや 日本障害者リハビリ テーション協会 TEL: 03-5273-0601 FAX: 03-5273-1523
	しかく しょうがい 視覚に障害のあ る人のための国際 シンボルマーク	ねん せかいもうじんれんごう かめい こく 1984年に世界盲人連合 (WBU・加盟170ヶ国)で制定された「視覚に障害のある方のための国際シンボルマーク」です。	しやかいふくしほうじん 社会福祉法人 にほんもうじんふくししいんかい 日本盲人福祉委員会 TEL: 03-5291-7885 FAX: 03-5291-7886
	みみ 耳マーク	ちょうかくしょうがいしや しょうがい 聴覚障害者は、障害のあることが、外見からは分かりにくいために誤解されたり、不利益な待遇を受けたり、危険にさらされたりするなど、社会生活の上で不安は数知れなくあります。 しかくしょうがい かのしろ つえい いす 視覚障害のある方の「白い杖」や「くるま椅子マーク」などと同様に耳が不自由ですという自己表示が必要ということで考案されたものが耳マークです。	いっばんしやだんほうじん 一般社団法人 ぜんにほんなんちやうしや 全日本難聴者・ ちゆうとしつちやうしやだんたい 中途失聴者団体 れんごうかい 連合会 TEL: 03-3225-5600 FAX: 03-3354-0046
	しや ろう者のマスコ ットマーク (全日本ろうあ れんめい 連盟)	おと ご みみ かの あいきやう たつの落し子は耳を型どっており、愛嬌があり、全国のろう者(聴覚に障害のある方)のマスケットとされています。 3月3日「耳の日」にちなんだ「3」の数字、ろう者の「ろ」の字、耳のかたちを総合して、単純な表現で見やすいものです。	いっばんざいだんほうじん 一般財団法人 ぜんにほん れんめい 全日本ろうあ連盟 TEL: 03-3268-8847 FAX: 03-3267-3445
	オストメイトマ ーク	じんこうこうもんほゆうしや じんこうほうこう オストメイトとは、人工肛門保有者、人工膀胱 保有者を言います。このため、トイレには、オストメイトが排泄物の処理、皮膚の清拭・洗浄などができる設備が必要であり、かつ、外見上は身体障害者であることが判別しにくいオストメイトが身障者トイレや多機能トイレへ入りやすくするために、トイレの入口に表示されることが必要です。	こうえきしやだんほうじん 公益社団法人 にほん 日本オストミー 協会 TEL: 03-5670-7681 FAX: 03-5670-7682
	「ハート・プラ ス」マーク	しんたいないぶ しょうがい かの ひやうげん 「身体内部に障害のある方」を表現していま す。身体内部を意味する「ハートマーク」に、思い やりの心を「プラス」。身体内部に障害(心臓 機能障害など)のある方は、外見からは分かりに くいため、様々な誤解を受けることがあります。	ほうじん NPO法人ハート・プラ スの会 E-mail: info@heartpl us.org ※職員が常駐してい ないため、E-mail へご連絡ください。

マーク	めいしょう 名称	あらわ い み 表す意味など	と あ わ さ き 問い合わせ先など
	しんたいしょうがいしゃほじょ 身体障害者補助 犬ユーザー受け 入れマーク	しんたいしょうがいしゃほじょけん しょう かた じりつ 身体障害者補助犬を使用している方の自立と しゃかいさんか おうえん しずおかけんどうくじ 社会参加を応援する静岡県独自のマークです。 もうどうけん しんたいしょうがいしゃほじょけん 盲導犬などの身体障害者補助犬だけにスポ ットをあてるのではなく、あくまでも補助犬使用者 しゆやく しょうがい かた が主役であるため、障害のある方とそのパートナ ほじょけん いっしょ あい つつ ーの補助犬と一緒に愛で包むデザインとなってい ます。	しずおかけんほじょけん 静岡県補助犬インフ ォメーションデスク TEL：054-221-5544
	ヘルプマーク	ぎそく じんこうかんせつ しょう かた ないぶしょうがい 義足や人工関節を使用している方、内部障 なんびょう かた にんしんしよき かた がいけん わ や難病の方、妊娠初期の方など外見からは分か はいりよ ひつよう かた えんじよ らなくても配慮を必要としている方が、援助が え 得やすくなるためのマークです。 けいざいさんぎょうしょう ねんとうきょう 経済産業省で、2020年東京オリンピック・ む にほんこうぎょうきかく パラリンピックに向けた日本工業規格（JIS） あんないようずきごう みなお ぎろん おこな へいせい 案内用図記号の見直しの議論が行われ、平成29 ねん がつ ついか 年7月に「ヘルプマーク」が追加されました。	しずおかけんしょうがいしゃせいさくか 静岡県障害者政策課 TEL：054-221-2352 FAX：054-221-3267
	「白杖SOSシグ ナル」普及啓発シ ンボルマーク	はくじょう ずじょう ていど かか 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを しめ しかく しょうがい かた み すず 示している視覚に障害のある方を見かけたら、進 ごえ しえん はくじょう んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナ うんどう ふきゆうけいはつ ル」運動の普及啓発シンボルマークです。	ぎふ しふくし ぶふくし じ 岐阜市福祉部福祉事 むしよしょう ふくし か 務所障がい福祉課 TEL：058-214-2138 FAX：058-265-7613

しずおかけんない かくしゆだんたい
静岡県内の各種団体

だんたいめい 団体名	しよざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号
しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 しずおかけんしんたいしょうがいしやふくしかい 静岡県身体障害者福祉会	〒420-0856 しずおかしあおいくすんぶちょう 静岡市葵区駿府町 1-70 けんそうごうしやかいふくしかいかんない 県総合社会福祉会館内	(054) 252-7829
こうえきしやだんほうじん 公益社団法人 しずおかけんしかくしょうがいしやきょうかい 静岡県視覚障害者協会	〒420-0856 しずおかしあおいくすんぶちょう 静岡市葵区駿府町 1-70 けんそうごうしやかいふくしかいかんない 県総合社会福祉会館内	(054) 251-8090
こうえきしやだんほうじん 公益社団法人 しずおかけんちようかくしょうがいしやきょうかい 静岡県聴覚障害者協会	〒420-0856 しずおかしあおいくすんぶちょう 静岡市葵区駿府町 1-70 けんそうごうしやかいふくしかいかんない 県総合社会福祉会館内	(054) 254-6303
しずおかけんちようかくしょうがいしやおや かい 静岡県聴覚障害者親の会	〒437-0024 ふくろいしみかどちよう 袋井市三門町 11-7	(0538) 42-3922

だんたいめい 団体名	しよざいち 所在地	でんおぼんごう 電話番号
しずおかけん 静岡県ことばと心を育む会	〒411-0811 みしましあおき 三島市青木193-4	(055) 973-1181
いっぼんしゃだんほうじん 一般社団法人 しずおかけんしたいふじゆうじしやふほかい 静岡県肢体不自由児者父母の会 れんごうかい 連合会	〒420-0856 しずおかしあおいくすんぶちよう 静岡市葵区駿府町1-70 けんそうごうしやかいふくしかいかんない 県総合社会福祉会館内	(054) 266-3465
しずおかけんしたいふじゆうじきょうかい 静岡県肢体不自由児協会	〒420-0856 しずおかしあおいくすんぶちよう 静岡市葵区駿府町1-70 けんそうごうしやかいふくしかいかんない 県総合社会福祉会館内	(054) 254-5231
しずおかけんくるまいすともかい 静岡県車椅子友の会	〒422-8065 しずおかしするがくみやもとちよう 静岡市駿河区宮本町4-17	(054) 654-2802
しずおかけんきん 静岡県筋ジストロフィー協会	〒410-2505 いずしはつま 伊豆市八幡576-2	(0558) 83-3981
しずおかけんげんごちようかくしかい 静岡県言語聴覚士会	〒433-8511 はままつしなかくわごうきた 浜松市中区和合北1-6-1 はままつし 浜松市リハビリテーション病院内	(053) 471-8331
とくていひえいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 しずおかけんちゆうとしつちようなんちようしやきょうかい 静岡県中途失聴・難聴者協会	〒421-3301 ふじしきたまつの 富士市北松野562	(0545) 85-0585
しずおかけんしゆわつうやくしきょうかい 静岡県手話通訳士協会 しずおかけんしゆわつうやくもんだいけんきょうかい 静岡県手話通訳問題研究会	〒420-0856 しずおかしあおいくすんぶちよう 静岡市葵区駿府町1-70 けんそうごうしやかいふくしかいかんない 県総合社会福祉会館内	(054) 254-6303
とくていひえいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 しずおかけんほじょけんしえん 静岡県補助犬支援センター	〒420-0852 しずおかしあおいくこうやまち 静岡市葵区紺屋町11-1 ガーデンスクエアビル9階-C	(054) 221-5544
しずおかもうしやともかい 静岡盲ろう者友の会	〒424-8799 しずおかししみずくつじ 静岡市清水区辻1-9-27 しみずゆうびんきょくきょくど 清水郵便局局留め	(054) 345-0296
こうえきしゃだんほうじん 公益社団法人 にほん 日本オストミー協会静岡県支部	〒426-0061 ふじえだしたぬま 藤枝市田沼2-13-27	(054) 635-7590
にほんしんぞう 日本心臓ペースメーカー友の会 しずおかけんしぶ 静岡県支部	〒428-0301 はいばらぐんかわねほんちようとくやま 榛原郡川根本町徳山1388-1	(0547) 57-2008

いのち輝き、笑顔あふれる社会を。



生きがいと健康づくり
イメージキャラクター
「ちゃっぴー」

静岡県健康福祉部



私たち静岡県健康福祉部職員の仕事の姿勢

- 1 県民の声に耳を傾け、県民の視線に立って仕事をします。
- 2 つねに公平・公正に、県民の幸せのために責任ある判断をします。
- 3 県民が必要とする情報を、積極的に分かりやすく提供します。
- 4 生産性の向上に努め、質の高いサービスを目指します。
- 5 いつも笑顔で親切に、誠実で迅速な対応をします。

私たちは、いのちを守る使命感、いたわりの心・やさしい心で、
一人ひとりの熱い想いを、元気いっぱい伝えます！

れいわ ねん がつ しず おか けん
令和 2年 9月 静岡 岡 県

けんこうふくし ぶい しょうがいしゃしえんきょくしょうがいふくしか
健康福祉部障害者支援局障害福祉課

しずおかしあおいくおうてまち
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL (054) 221-3319・2366・2367

FAX (054) 221-3267